

2008年10月31日

東京地方裁判所事務局総務課長 [REDACTED] 殿

拝啓

そちらの回答に対して、かなりの疑問がありますので、反論致します。私は単に、[REDACTED]裁判官が私の質問に答えなかったことを問題にしているのではありません。「[REDACTED]裁判官が、補正命令で、私に回答すると裁判を受けられなくなる質問をし、邪険に扱い、それに気づいて怒ったにも拘わらず、何ら謝罪がないこと」が大問題であると言っているのです。要は、内容の問題です。例えると、牛乳にメラミンを入れられ、それを飲み、気分が悪くなったので、メーカーに訴えたにも拘わらず、何も謝罪しないということと同じです。メラミンという毒を盛ったということは、私を排除しようとしたということです。気分が悪くなったということは、精神的苦痛を受けたということです。ネットで人を殺すと予告しただけでも捕まる時代です。私にとっては、裁判ができないということは死ぬことも同然なのです。[REDACTED]裁判官は、私に殺害予告をただけでなく、死にはしなかったものの実害を与えたのです。裁判官にとっては数多くの1つでしかなくても、私には極めて重要で、地球温暖化防止に関わることです。すべての人類に関わることなので、真剣に対応して下さい。

裁判所は、問題を解決するために設けられた場所です。地方裁判所には、私と[REDACTED]裁判官との問題を解決するために間に立って欲しいのです。[REDACTED]裁判官の言い分を一度も聞かされることなく、一方的に「争いに該当しない」と言うのは、ありえない裁判所のあり方です。実際に不作為はあり、落ち度もあったのです。よって、[REDACTED]裁判官は、私に質問に答える義務は当然ながら最後まであります。当たり前です。当事者なので。このまま進んで、裁判に悪影響をもたらされたくもありません。裁判所が問題から逃げると言うは、いかがなものでしょうか。私は、裁判所に5万円もの手数料を納付し、裁判を受ける権利を得ています。牛乳に入ったメラミンの被害を受けていない人がメーカーに苦情を申し立てているではありません。地方裁判所は、[REDACTED]裁判官の行為をきちっと説明して下さい。監理責任があり、[REDACTED]裁判官が属する組織なのです。正しい結論を導くために、1つ1つ議論する必要があるようです。以下の通り、まとめています。答えられないようでしたら、速やかに[REDACTED]裁判官の交代をお願いします。

1	■■■■裁判官は、補正命令により、私に回答すると裁判を受けられなくなる質問をし、邪険に扱ったと言えるか、言えないか。言えない場合、理由を説明して下さい。
2	■■■■裁判官は、私の質問に何故答えないのか。
3	■■■■裁判官が質問に回答しなかったことは、私を軽視したと言えるか、言えないか。
4	裁判所という組織は、国民を怒らせても謝罪しなくていいのか。
5	■■■■裁判官は、私の主張にどのように思っているのか。
6	■■■■裁判官が私を邪険に扱い、質問に答えなかったことは、裁判官弾劾法第2条2項の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するか、しないか。

敬具

〒164-0012

東京都中野区本町 2-20-13-14

03-3373-7230

竺原光江